



シニアのひろば



「日常生活用具の給付」 「家具転倒防止器具の取り付け」

市では、高齢者を対象にさまざまな生活支援サービスを行っています。

今回は「日常生活用具の給付」と「家具転倒防止器具の取り付け」についてご紹介します。

◆日常生活用具の給付

【対象】

市内在住の65歳以上の単身世帯または65歳以上の方のみの世帯で、心身機能の低下に伴い、防火などの配慮が必要な方

【内容】

家庭での日常生活の便宜を図るため、次の用具を給付します。

- 電磁調理器（基準額4万1000円）
- 自動消火器（基準額2万8700円）
- 火災報知機（基準額1万5500円）

【利用者負担額】

基準額の範囲内での申請時、生計中心者の前年度所得税により下表のとおり利用者負担額が決まります。

※基準額の超過分は利用者が負担

日常生活用具	利用者負担額
生計中心者の前年度所得税	利用者負担額(最大)
非課税	無料
10,000円以下	16,300円
10,001円～30,000円	28,400円
30,001円～80,000円	42,800円
80,001円～140,000円	52,400円

※表以上の所得税の場合は対象外

【注意事項】

●必ず購入前に申請書を提出してください。

【申込】

高齢福祉課、赤羽根市民センター、市民生活課（渥美支所）にある申請書に必要事項を記入の上、見積書を添えて提出

※申請書は市HPからダウンロード可

◆家具転倒防止器具の取り付け

【対象】

市内在住の65歳以上の単身世帯または65歳以上の方のみの世帯。

※器具の設置が完了している世帯、同一敷地または隣接敷地に親族が居住している場合は対象外

【内容】

寝室・居間などに置かれた家具（タンス・食器棚など）に器具を取り付け固定します。

※取り付けはシルバー人材センターが実施

【利用者負担額】

1万円まで無償

※超過分は利用者が負担

【注意事項】

●必ず取り付け前に申請書を提出してください。

●取り付けは家具など4組まで

【申込】

高齢福祉課、赤羽根市民センター、市民生活課（渥美支所）にある申請書、確認書、賃貸人の承諾書（借家などの場合）に必要事項を記入のうえ提出

※申請書は市HPからダウンロード可

高齢者のみの世帯などでは火の使用に不安のある方もいます。また、地震災害時には火の始末だけでなく、家具の転倒なども心配されます。

ぜひこれらの制度を利用し、非常時の安全確保に備えてください。

▼高齢福祉課

☎ 23・4654 FAX 23・3545

⑩ 1003707

